

## サービス契約約款

本サービスお申込み企業（以下「甲」という。）及び株式会社日立ソリューションズ（以下「乙」という。）は、乙が直接又は乙の販売パートナー（以下「丙」という。）を通じて提供する「クラウドワークロードセキュリティサービス」を甲が利用する上で、以下の「基本契約条項」、「秘密保持に関する契約条項」、「サービス利用契約条項」（以下総称して「本契約」という。）のとおり合意します。

### 基本契約条項

#### 第1条（定義）

本契約において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

- (1) 本サービス : 乙が直接又は丙を通じて甲に対し提供する「クラウドワークロードセキュリティサービス」
- (2) 利用申込書 : 甲が利用する本サービス内容の明細を指定した個別のサービス利用申込書
- (3) サービス仕様書 : サービス仕様を定めた書面

#### 第2条（目的）

本契約は、本サービスを甲が利用する上で基本となる契約条件を定めたものであり、本サービスを甲が利用する上での個別の契約条件は、利用申込書及び甲乙又は甲乙丙間での合意文書等の定めに従うものとしします。

#### 第3条（本サービス提供における甲の役割）

甲は、本契約において以下の役割を遂行するものとしします。

- (1) 甲は、本契約に基づいて本サービスを利用するために行うすべての行為及びその結果について一切の責任を負うこと。
- (2) 乙が発行して直接又は丙を通じて提供するカスタマーコードを受領し、管理すること。
- (3) 利用申込書を作成の上、乙（丙を通じて提供の場合は丙）に提出すること。
- (4) 利用申込書に定められたクラウドリソース数の範囲内でのみ本サービスを利用すること。
- (5) 本サービスを甲の自組織内で、情報セキュリティの用途に使用すること。
- (6) 本契約の内容について、本サービスを利用する者に遵守させること。
- (7) 甲は、本サービスに関する利用方法及びクラウドリソース使用状況について、乙又は丙が必要と認めた場合、乙又は丙の要求に応じて、乙もしくは丙又は乙もしくは丙が指定する専門家（監査法人、公認会計士、税理士、弁護士その他法令により守秘義務を負うものに限る。）が法令に違反しない限りにおいて監査を行うことに同意すること。なお、監査を実施する場合、乙又は丙は甲に対して事前に通知するものとしします。
- (8) 甲は乙又は丙による前号の監査の結果に従い、必要な処置を講ずることに同意すること。
- (9) 甲は、本契約に定める義務を履行することにより、乙及び丙が甲の営業、事業又は経営上の安定

性・真実性を保証したのではなく、かつ、危険を引受けたものでもないことに同意すること。

## 第4条（有効期間）

本契約の有効期間は、最初にサービス利用申込書を提出した日からすべての対象サービス（サービス利用契約条項第1条で定義）の提供期間が終了するときまでとします。

## 第5条（本契約の終了）

甲及び乙は、相手方に対して2か月前までに通知することにより、本契約の全部又は一部を終了させることができるものとします。なお、本契約が終了した場合といえども、当事者間に未履行の支払債務がある場合には、甲及び乙は本契約の定めに従い当該支払債務を履行するものとします。ただし、第7条（暴力団等の排除）による本契約の終了の場合には、この限りではありません。

## 第6条（過怠約款）

乙が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、甲は、乙に直接又は丙を通じて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、甲は、当然乙に対する全債務（手形債務を含みます。）の期限の利益を喪失し、乙は、何らの催告を要しないで本契約の全部若しくは一部を解除することができ、又は解除することなく一時に債務残額全部の履行を甲に求め、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- （1）相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- （2）第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てを受けたとき。
- （3）自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始等の申立てをしたとき又は清算に入ったとき。
- （4）支払を停止したとき。
- （5）監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
- （6）相手方若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- （7）自己の責めに帰すべき事由により本契約の各条項に違反し、相手方が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

## 第7条（暴力団等の排除）

1. 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。
  - （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること又は反社会的勢力であったこと。
  - （2）反社会的勢力が経営を支配していること。

- (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
  - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
  - (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
  - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
  - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 甲及び乙は、自己が本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」という。）が前項各号のいずれかに該当した場合、本契約の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
3. 甲及び乙が前2項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を違反者に請求できるものとします。また、係る解除により違反者に生じた損害について、他の当事者は賠償義務を負わないものとします。

## 第8条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約により生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第9条（定めのない事項）

1. 甲及び乙は、本契約若しくは利用申込書の解釈に疑義のある場合又は本契約及び利用申込書に定めなき事項については、乙から提出した見積書・提案書・電子メール・前提条件・プレゼンテーション資料・議事録・本サービスメニュー等、各種ドキュメントに記載された内容を最大限参考にすることとします。
2. 前項に基づいてもなお本契約若しくは利用申込書の解釈に疑義のある場合又は本契約及び利用申込書に定めのない事項については、別途甲乙又は甲乙丙による協議により定めるものとします。

## 第10条（不可抗力による契約解除）

天災地変その他不可抗力により乙が本契約に基づく債務を履行できないときは、乙は、甲に申し出て、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合においても、甲は乙（丙も含む。以下本条において同じ。）に何等の請求をしないものとします。ただし、当事者間に既に発生している未履行の支払債務がある場合には、甲及び乙は本契約の定めに従い当該支払債務を履行するものとします。

## 第 1 1 条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

## 第 1 2 条（第三者への委託）

1. 乙は、本サービス遂行の必要に応じ、本サービス遂行の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。
2. 前項の定めに従い第三者に本サービスの遂行を委託する場合には、乙は、本契約に定める秘密保持に関する義務と同等の義務を当該第三者に課すものとします。

## 第 1 3 条（法令等の遵守）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

## 第 1 4 条（存続条項）

本契約が終了した場合においても、本契約条項の第 5 条（本契約の終了）、第 7 条（暴力団等の排除）、第 8 条（管轄裁判所）、第 1 0 条（不可抗力による契約解除）、第 1 1 条（権利義務譲渡の禁止）及び本条の定めは、有効に存続するものとします。

## 秘密保持に関する契約条項

### 第 1 条（資料等）

1. 甲は、本サービスを遂行するに当たり乙が必要と認め要求した仕様書、図面、資料、接続仕様その他の技術上の情報（以下「資料等」という。）を甲の負担と責任において乙に提供します。
2. 乙は、前項の資料等を、本サービスを遂行する目的にのみ使用するとともに、乙の同種の情報に対すると同等の注意をもって保持しなければなりません。
3. 甲は、本条第 1 項の規定に従い乙に提供する資料等が第三者のいかなる権利も侵害していないことを保証します。
4. 本契約に基づき甲から乙に提供された資料等の正確性、有用性等について、乙は、確認、検証の義務その他何らの責任を負いません。

### 第 2 条（秘密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、次の各号の定めに従い取り扱います。
  - (1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（乙の再委託先を除く。）に開示しないこと。
  - (2) 本契約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
  - (3) 本契約の終了後速やかに相手方に返却又は自らの責任で消去すること（秘密情報の複製物及び改

変物も同様とする。)

2. 甲及び乙は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行います。
  - (1) 文書で提供する場合、その文書上に「Confidential」等秘密である旨を表示して相手方に提供すること。
  - (2) 記録媒体で提供する場合、当該記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同様とする。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に提供すること。
  - (3) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前2号に定めるいずれかの方法により相手方に提供すること。
3. 本条第1項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されません。
  - (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報
  - (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
  - (3) 公知の情報
  - (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本条の定めにかかわらず、甲及び乙は、政府機関、裁判所等（以下「公的機関等」という。）から法令に基づき開示を要求は、当該開示要求があったことを法令の許容する範囲内において速やかに開示者に通知し、開示者が必要な措置を施す機会を与えます。

### 第3条（存続条項）

1. 本契約が終了した場合においても、本契約条項第1条（資料等）第3項及び第4項の定めは、有効に存続するものとします。
2. 本契約条項第2条（秘密情報の取扱い）に定める甲及び乙の秘密保持義務は、本契約の終了後も3年間有効に存続するものとします。

## サービス利用契約条項

### 第1条（提供する本サービスの内容・仕様）

乙は、サービス仕様書及び Service Level Objective（以下「SLO」という。）において規定した本サービスのうち利用申込書において甲が指定した本サービス（以下「対象サービス」という。）を、甲に対し提供するものとします。なお、本契約とサービス仕様書との記載内容に齟齬があった場合、サービス仕様書の内容が優先して適用されるものとします。

### 第2条（確認テスト）

乙は、環境設定等の完了後速やかに、甲に提供する対象サービスが正常に稼働し、乙による運用・管理ができるか否かを検証するための確認テスト（以下「確認テスト」という。）を必要に応じて行うも

のとします。

## 第3条（サービス開始の確認）

1. 甲及び乙丙は、前条の諸作業が終了し、対象サービスを開始するに適した状況に達したと判断した場合には、所定の手段によりその旨を確認し、乙は、対象サービス提供開始日より甲に対する対象サービスの提供を開始するものとします。
2. 甲は、前項における対象サービス開始前に、実際に対象サービスを利用する者に対し、本契約の内容を確認させ、遵守させるものとします。

## 第4条（利用料金）

甲は、対象サービスの提供を受ける対価として、乙（丙を通じて提供する場合は丙。以下本条において同じ。）に対し、別途乙（丙を通じて提供する場合は丙）が定める料金表の定めに従い所定の利用料金を支払うものとします。なお、その他の支払条件について、甲は、乙の発行する請求書記載の支払期日までに利用料金を支払うものとします。

## 第5条（禁止事項）

1. 甲は、対象サービスを利用するに当たって、次の各号の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 他者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (2) 他者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (3) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為又はそのおそれのある行為
  - (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書等を送信又は掲載する行為
  - (6) 無限連鎖講を開設し、又は加入を勧誘する行為
  - (7) 対象サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
  - (8) 他者になりすまして対象サービスを利用する行為
  - (9) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
  - (10) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為又は他者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
  - (11) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
  - (12) 利用申込書等の提出書類に虚偽の事実を記載する行為
  - (13) 対象サービスを甲の自組織内で、情報セキュリティの用途以外に使用する行為
  - (14) 対象サービスを利用して入手したファイルを営利目的で配信して使用する行為
  - (15) 対象サービス以外の他システムと連携して対象サービスを利用して入手したファイルを配信する行為
  - (16) サービス仕様書等に定めるサービス利用に係る条件、動作環境、操作説明に反する行為
  - (17) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為（売春、暴力、残虐行為等）

- (18) 前各号の趣旨に照らし、乙が不相当と判断した行為
- 乙は、前項各号に定める甲の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、対象サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること、その蓋然性が大きいこと等乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に利用停止の措置を講じることができるものとします。
  - 乙は、前項の場合、甲と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部又は一部を削除することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること、その蓋然性が大きいこと等、乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の協議なく情報の削除を行うことができるものとします。
  - 乙は、対象サービスが不正に利用された旨の通知を甲から受けた場合は、甲と協議の上、対象サービスの停止などの必要な措置を講じるものとします。
  - 前3項の場合、甲に損害が発生しても乙は何らの責任も負担しないものとします。
  - 第1項の規定は、乙に第1項各号のいずれかに該当するかを判断する義務及び当該判断に基づきデータの削除を行う義務を課すものではないものとします。

## 第6条（一時停止）

- 乙は、次の各号の場合には対象サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し乙は何らの責任も負担しないものとします。
  - 天災・事変等の非常事態により対象サービスの提供が不能となったとき。
  - データセンターの保守・工事その他やむを得ない事由があるとき。
  - 本契約条項第8条の規定により停止するとき。
  - 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止したとき。
  - 甲及び乙が別途合意した事由に基づくとき。
- 前項の場合には、乙は、その事由の発生後直ちに対象サービスが停止される時期及びその期間を甲に対し事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由の場合は、対象サービスの停止後相当期間内の通知をもって足りるものとします。

## 第7条（通信利用の制限）

乙は、電気通信事業法第8条に基づき、天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、対象サービスの提供を中止する措置をとることができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。ただし、事前又は事後に甲に対し中止の理由等甲の求める事項を説明するものとします。

## 第8条（サービス提供の停止）

- 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、対象サービスの提供を停止することができるもの

とします。

- (1) 甲が本契約条項第4条の利用料金の支払いを遅滞し、乙の催告にかかわらず延滞が解消されないとき。
  - (2) 前号のほか、甲が本契約の各条項に違反したとき。
  - (3) 前2号のほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
2. 前項の場合には、乙は、甲に対して、事前に対象サービスの提供を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後の通知とします。

## 第9条（サービス利用契約条項の変更・追加・修正）

乙は、乙が対象サービスの提供のために必要であると判断した場合は、甲に実質的な不利益を生じない限りにおいて、事前予告なしに本契約条項及び対象サービスのサービスメニューの変更、追加又は修正を実施できるものとします。なお、変更後の内容については、文書にて報告するものとします。

## 第10条（知的財産権の帰属等）

1. 対象サービスに係る著作権その他一切の知的財産権は、乙又は原権利者に帰属するものとします。
2. 乙の判断において、対象サービスに係る著作権等が第三者の知的財産権を侵害しているかその可能性がある場合、対象サービスの停止などの必要な措置を講じるものとします。
3. 前項の場合には、対象サービスが停止される時期及びその期間を甲に対し事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由の場合は、対象サービス停止後相当期間内の通知をもって足りるものとし、これに対し乙は何らの責任も負担しないものとします。

## 第11条（係争処理）

1. 甲及び乙は、対象サービスの提供に関して生じた第三者との係争については、次の各号に従い、請求を受けた当事者が責任をもって対応し、その解決にあたるものとします。ただし、甲が、甲の情報システムを通じて遂行する事業そのものに起因する係争に関しては、乙は一切関知しないものとします。
  - (1) 請求を受けた当事者は、速やかに相手方に対し請求の事実及びその内容を通知し、対応につき協議するものとします。
  - (2) 前号の係争の当事者とならない当事者も、係争の当事者に必要な協力を行うものとします。
  - (3) 請求を受けた当事者は、係争処理の進捗状況等を相手方に適宜報告するものとします。
  - (4) 請求を受けた当事者が、相手方に対し、費用負担を求め、又は求める可能性のある場合には、係争処理の進捗状況を報告するとともに、費用負担を求める根拠及び支出を予定する費用の概算及び内訳等を通知しなければならないものとします。
2. 前項にかかわらず、係争の原因が、相手方の責めに帰すべき事由に基づく場合には、その責任の割合に応じ、係争解決のために支出した金銭（弁護士費用等を含む。）を当該相手方に請求することができるものとします。



## 第12条（対象サービスの提供期間）

1. 対象サービスの提供期間は、対象サービス提供開始月初から起算して年単位とします。ただし、最低利用期間を指定しているサービスについては、当該指定期間に従うものとします。
2. 対象サービスの提供期間の延長については、対象サービスの提供期間満了月の1か月前までに甲が所定の手続を実施することで、実施できるものとします。

## 第13条（乙の保証及び責任の限定）

1. 乙は、本契約に特に定めるものを除き、対象サービスの提供に際し、明示又は黙示を問わず、法律上の契約不適合のないこと、正確性、有用性、商品性及び特定目的適合性並びに第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権その他の権利（以下「知的財産権等」という。）及び営業秘密等の非侵害性を含むがこれに限定されない一切の保証を供しません。また、甲は、対象サービスの遂行により得られる成果に対して利用料金を支払うものではなく、対象サービスの対象となるシステム、プラン、甲の業務等の完成、稼働等の成果について、乙は、責任を負わないものとします。
2. 乙が本契約に定める義務に違反し、甲に損害が発生した場合には、乙は甲の被った損害を賠償する責任を負担するものとします。ただし、乙が負担する責任はその原因が乙の故意又は重過失に基づく場合を除き、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約条項第4条の利用料金の直近1年分相当額を限度とします。また、乙が負担する責任は、本契約に明示的に定めるものに限られるものとします。
3. 前項の場合において、乙が甲に対し賠償すべき損害には、次の損害は含まれないものとします。
  - (1) 債務が履行された場合に得られたであろう損害（得べかりし利益の損害）
  - (2) 債務の不履行によって通常生ずべき直接損害以外の損害（間接損害及び特別損害・予見の有無を問わない。）
4. 乙が甲に対し賠償すべき損害には、以下のいずれかの事由に起因又は関連して甲に発生する損害は含まれないものとします。
  - (1) 甲が対象サービスを利用して行うデータ通信
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由によらない、乙の対象サービスに対する第三者による干渉により発生した各種現象
  - (3) 対象サービス利用時の混雑、通信回線の混雑、プログラムの不良又はその他の事情により発生した対象サービス利用上の不具合
  - (4) 天災・火災・騒乱等その他の不可抗力、甲システムの不具合及び通信事業者又はインターネットプロバイダの通信回線の故障その他乙の責めに帰すべき事由によらない事由により発生した対象サービス提供上の不具合

## 第14条（補償及び免責）

甲は、以下のいずれかに該当し、これに起因して第三者に対して損害を被らせたときは、自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、乙及び丙、それらの役員、従業員、代理人及び関係会社（以下これらを総称して「乙関係者」という。）を、かかる第三者が被った損害に関する訴訟、請求等に起

因する一切の損害（弁護士費用を含む。）から免責するとともに、乙関係者に対し、一切の迷惑をかけることを確約するものとします。

- (1) 本契約に違反して、対象サービスを利用した場合
- (2) 対象サービスの一部であるソフトウェアを偽造、変造、改竄又は改変した場合
- (3) 甲が基本契約条項第3条又は本契約条項第5条に違反していた場合

## 第15条（輸出等の処置）

甲が、対象サービスに係るシステム又はプログラム・プロダクトを単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合には、甲は「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。

- (1) 輸出するとき。
- (2) 海外へ持ち出すとき。
- (3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
- (4) 前3号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

## 第16条（存続条項）

本契約が終了した場合においても、本契約条項の第4条（利用料金）、第5条（禁止事項）第5項、第6条（一時停止）第1項、第7条（通信利用の制限）、第10条（知的財産権の帰属等）第1項・第3項、第11条（係争処理）、第13条（乙の保証及び責任の限定）、第14条（補償及び免責）、第15条（輸出等の措置）及び本条の定めは、有効に存続するものとします。

## 第17条（利用者情報の取扱い）

乙は、甲が対象サービスを使用するに当たり以下各号の利用者情報を自動的に取得します。なお、利用者情報の取扱いについて、甲は、アプリケーション・プライバシーポリシー（以下「ポリシー」という。なお、詳細は <https://www.hitachi-solutions.co.jp/app/> を参照ください。）を確認します。このポリシーは本契約条項の一部を構成します。

- (1) 取得する利用者情報：対象サービスを使用する甲の従業員の氏名、メールアドレス及び対象サービスの監視対象であるクラウドサービスのベンダーから送付されたメール情報。
- (2) 使用目的：未申告のクラウドリソースをどの利用者が使用しているか検知するため。
- (3) 取得方法：対象サービス利用時に定期的に取得。
- (4) 取得する利用者情報の保存場所：対象サービスのサーバ内。
- (5) 第三者提供の有無：無。

—以上—